

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

なお、集計項目の変更等により前回の調査結果（2019年6月末時点）につきましては、今回の調査結果に含めて公表させていただきます。

調査対象：257金庫

調査基準時期：2019年9月末時点

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等（注1）

【2019年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客	
	件数（件）	金額（万円）
2019年度	11	1,762
2019年 4月～6月末	9	1,535
7月～9月末	2	227

※盗難通帳等による払出しにかかる補償件数等について

【2019年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客		
	①対応方針決定済件数（件）	②うち補償件数（件）	補償率 ②÷①
2019年度	9	8	88.9%
2019年 4月～6月末	7	6	85.7%
7月～9月末	2	2	100.0%

（注1）「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

（注2）「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

（注3）「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況(注1)(注2)

	①警察(件)	②都道府県 ・財務局等(件)	③その他(件)
2019年度	3,327	25	199
2019年 4月～6月末	1,638	11	102
7月～9月末	1,689	14	97

(注1)「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注2)件数は、原則として口座単位。

(注3)「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注4)「合計」は、「利用停止件数」+「強制解約等件数」-「既口座利用停止件数(「強制解約等」欄のカッコ内)」により算出。

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果（注1）

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：257 金庫 調査基準時期：2019 年 9 月末時点

【2019 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2019 年度	1	470
2019 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	1	470

※偽造キャッシュカードによる預金払出しにかかる補償件数等について

【2019 年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数（件）	②うち補償件数 （件）	補償率 ②÷①
2019 年度	1	1	100.0%
2019 年 4 月～ 6 月末	0	0	—
7 月～ 9 月末	1	1	100.0%

（注1） アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合

②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

（注2）「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

（注3）「件数」は、原則として預金名義人単位。

以 上

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：257 金庫 調査基準時期：2019 年 9 月末時点

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて（注1）

【2019 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2019 年度	1	600
2019 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	0 (0)	0 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (0)	600 (0)

※インターネット・バンキングによる預金引出しにかかる補償件数等について

【2019 年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数（件）	②うち補償件数 （件）	補償率 ②÷①
2019 年度	1	1	100.0%
2019 年 4 月～ 6 月末	0	0	—
7 月～ 9 月末	1	1	100.0%

（注1） 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

（注2）「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

（注3）「件数」は、原則として預金者名義人単位。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について（注1）

【2019年度～】

期 間（注2）	個人顧客	
	件数（件）（注3）	金額（千円）
2019年度	144	106,669
2019年 4月～6月末	65	51,051
7月～9月末	79	55,618

※盗難キャッシュカードによる預金の引き出しにかかる補償件数等について

【2019年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数（件）	②うち補償件数 （件）	補償率 ②÷①
2019年度	96	85	88.5%
2019年 4月～6月末	60	53	88.3%
7月～9月末	36	32	88.9%

（注1） 本項については、詐欺被害ではなく、盗取に該当すると判断した件数を計上している。

（注2） 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期。

（注3） 「件数」は、原則、預金者名義人単位の件数。

以 上